

石川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【石川都市計画区域マスタープラン】（素案）

概要版

1. 基本的事項

1) 対象区域

- ・石川町・玉川村・平田村・浅川町の各行政区の一部
- ・都市計画区域面積：18,182ha



2) 目標年次

- ・平成42年（平成22年基準）

1) 都市の現状と課題

広域的な視点

- ・福島空港、あぶくま高原道路整備により広域的な交通体系の形成が進展
- ・広域的な交通体系の整備とともに温泉や自然環境の活用による交流拡大が必要
- ・阿武隈高原は阿武隈川水系の水源地であり、水系全体を視野に入れた自然環境及び水質の保全が必要
- ・石川町は、石川地方の中心都市として周辺町村を支える商業、教育などの都市機能の集積の促進が必要

土地利用

- ・人口の減少傾向と県平均を上回る高齢化の進行に起因する地域コミュニティの活力低下や、既存小売商店店数の減少
- ・起伏の多い地形・大半を占める自然的土地利用の中に集落が点在
- ・森林や河川などの豊かな自然を、貴重な資源として保全が必要
- ・都市的・農業的土地利用の適正な誘導によるバランスの取れた土地利用が必要
- ・各拠点となる主要な施設が集積する地区での都市機能の集積とまとまりある市街地の形成や、集落地での農地と調和した居住環境の形成が必要

都市施設

- ・福島空港やあぶくま高原道路などの高速交通体系の活用
- ・東西方向の連携強化に向けた（主）いわき・石川線の整備が必要
- ・東日本大震災を踏まえた災害に強い都市施設整備が必要
- ・水環境の保全及び良好な居住環境の形成のため、下水道等の整備の推進が必要
- ・河川改修をはじめとした総合的な治水対策の充実が必要
- ・良好な都市環境の形成とユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備が必要

開発事業

- ・工業団地造成事業や民間の住宅団地開発などが実施済

自然的環境

- ・阿武隈川水系の水源地に位置する地域として、水系全体を視野に入れた自然環境及び水質の保全が必要
- ・多様な機能や良好な田園景観を維持するため、農地の確保・保全が必要
- ・緑に囲まれた良好な居住空間の形成と、自然計画の保全、良好な都市・街並み景観の維持・形成の検討が必要

2. 都市計画の目標

2) 都市づくりの理念

福島県の都市政策の基本理念

「都市と田園地域等の共生」

都市と田園地域等が共生する都市づくり

地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

石川都市計画区域における都市づくりのビジョン

「緑に囲まれた暮らしを守り、自然の恵みを生かした臨空型の新たな産業を創造する都市づくり」

■阿武隈川の上流域として豊かな自然環境と水質の保全

■緑に囲まれたまほろばのまちづくり

■生産物・自然資源・空港を活用した新たな産業の場の創造

■暮らしを支える機能を有する拠点の形成

■空港やあぶくま高原道路、温泉や豊かな自然を活用した交流の拡大

① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

・本区域の財産である蓬田岳や北須川、社川などの自然環境を適正に保全

・市街地内を流れる今出川、北須川など、市街地内の安全性を確保しつつよりよい空間を確保

・無秩序な市街化を抑制し農地の多面的機能の維持・増進に向けた優良農地の保全



② 安全で安心できるまちづくりの推進

・河川の整備、河川上流部の治水・治山事業、急傾斜地の防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

・延焼遮断帯、避難路や避難場所の確保に努める。

・危険地域の情報の周知徹底、宅地化の抑制などとともに、住民と行政の連携強化



③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

・福島空港やあぶくま高原道路の利便性、観光資源を生かした交流・連携の促進

・既存の交通網を活用した中心部と集落間等の交流連携の強化



④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

・市街地、田園地域とも住み続けられる地域を構築するためのコミュニティの維持・再生

・都市との交流に努めるとともに、中心市街地での良好なコミュニティの形成



⑤ 魅力とぎわいのある中心核と産業基盤の形成

・石川町の中心市街地では、区域の地域拠点としての都市機能の充実

・空港、あぶくま高原道路を活用した新たな時代をリードする産業の創出や集積を検討

・6次産業化による新たな産業振興



⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

・地域拠点や生活拠点等に都市機能を集約するなど、自家用車に過度に依存しない移動手段の検討

・市街地を取り囲む自然環境や、農地や緑地などの保全

・農地への復元が困難な耕作放棄地等の太陽光発電などによる土地利用の促進



⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

・生活を支え、利便性を高め、良好な都市環境を形成するため必要な都市施設の整備

・地域の防災性向上、良好な景観の形成、自然環境やユニバーサルデザインの理念に配慮した都市施設整備



3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

「区域区分を定めない」

- 区域内の各町村中心部や集落が山地などに囲まれる地形的な特性により市街化が抑制
- 人口減少傾向から土地需要は小さく、工場立地の面からも区域全体への土地利用規制の必要性が薄い
- 用途地域外は、他法令の適切な運用で無秩序な宅地化を防止

3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

- ・県中都市計画区域と密接に関連
- ・（主）いわき・石川線のバイパス整備による地域拠点としての都市的位置づけの向上
- ・交通体系整備が進む立地条件を活用し、地域特性に根ざした新たな産業の創出

4) 保全すべき環境や風土の特性

- ・緑に囲まれた美しい都市景観の要素である阿武隈高地の起伏に富んだ地形の保全
- ・うるおいを与える存在として、また野生生物の生息地として、市街地を流れる河川の保全
- ・地域特有の田園景観を形成する存在として、起伏に富んだ地形を生かした田畠の維持・保全



4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

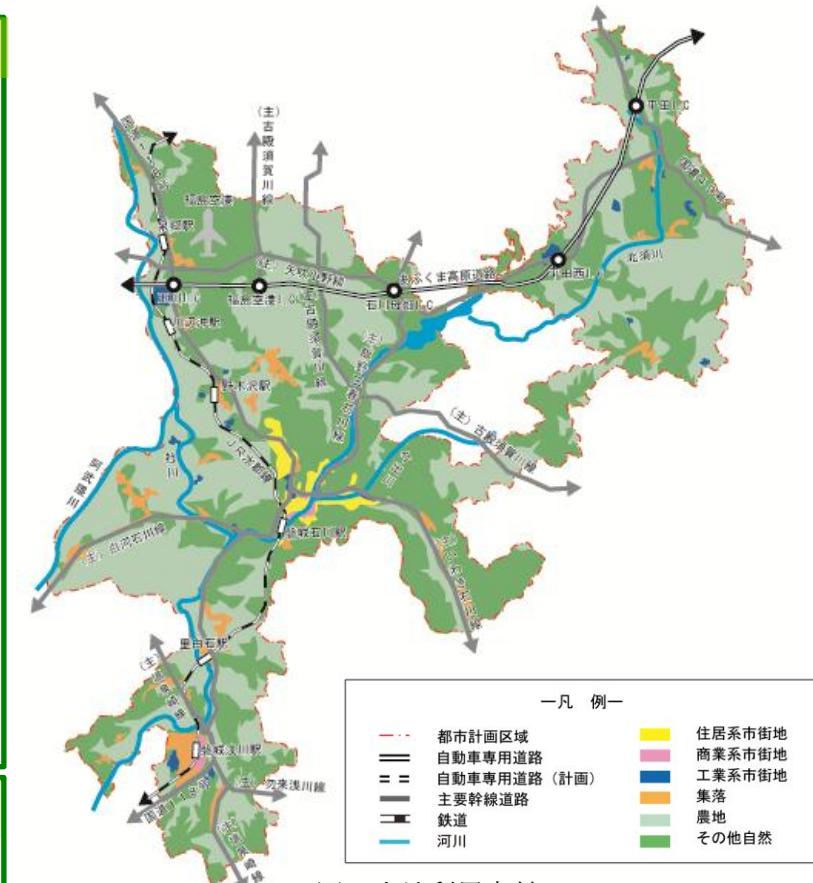
- 商業業務地
 - 既存の商業集積を活かした魅力ある商業業務地として都市機能の集積
 - 生活拠点や主要な道路沿道などでの日常生活を支える機能の集積
- 工業・流通常用地
 - 区域内の各工業団地への生産機能の集積を促進
 - 空港やあぶくま高原道路を活用した新たな時代をリードする産業の創出や集積を検討
- 住宅地
 - 商業地周辺や幹線道路周辺では、戸建て・集合住宅を主体に生活利便施設などと調和した居住環境を維持・向上
- 観光・レクリエーション拠点
 - 母畠温泉周辺での温泉を核とした「保養交流拠点」の形成
 - 千五沢ダム周辺での「野外スポーツ・レクリエーション拠点」の形成
 - 蓬田岳山麓の、文化・交流ゾーン、自然活用型のレクリエーションの場としての活用

2) 土地利用の方針

- 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
 - 住宅地に混在する工業用地等のうち周辺への影響が大きいものは、工業系用途地域への移転を誘導
 - 石川町の中心市街地は、商業・業務系と居住系の複合的な用途の集積の促進
- 居住環境の改善又は維持に関する方針
 - 用途地域内の住宅地について、道路・公園の整備による良好な居住環境の形成
 - 集落地区での道路や排水施設の充実による居住環境維持・改善
- 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
 - 山林の保全による緑に囲まれた都市の維持
 - 石川町での風致地区的指定継続による都市内の緑の保全
 - 親水性の高い河川整備による水辺空間形成と、農地の保全による田園景観の維持
- 優良な農地との健全な調和に関する方針
 - まとまりある優良農地の保全

■災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 急傾斜地崩壊危険箇所での宅地化の抑制
- 計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針
 - 用途地或外は良好な居住環境の維持・保全



5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

1) 交通施設

- 基本方針
 - 広域的な交流を支える高速交通体系としてあぶくま高原道路を位置づけ
 - 広域通過交通と地域内交通を分離する、幹線道路網の適正な配置
 - 地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を推進
 - 利用しやすい交通機関の確保や公共施設を中心としたユニバーサルデザインの導入や歩道の確保
- 主要な施設の配置方針
 - 高速交通体系として東西方向にあぶくま高原道路を配置
 - 幹線道路網として、周辺市町村との連携、福島空港へのアクセスを担う国道や県道を配置
 - 市街地への通過交通の流入を抑制するため、(主)いわき・石川線石川バイパスを配置
 - 石川町中心市街地、及び浅川町、玉川村の中心部での歩行者空間の整備推進

2) 下水道及び河川

- 基本方針
 - 浅川町の中心部で公共下水道整備の推進
 - その他の地区では農業集落排水や合併浄化槽など効率的な手法による汚水処理施設整備の促進
 - 東日本大震災を踏まえた災害に強い下水道整備を推進
 - 各町村中心部を流れる河川での安全性の確保と河川景観の保全、親しみやすい水辺空間の形成
- 主要な施設の配置方針
 - 効率的な下水管渠の配置、周辺環境に配慮した処理場・ポンプ場の配置
 - 河川の中心市街地を流れる区間での安全性の確保と親水性の高い空間整備
 - 河川の市街地外の区間での自然環境への影響に配慮した整備の推進
- 主要な施設の整備目標
 - 上記方針を踏まえて整備目標を定め、下水道・河川の整備の推進

3) その他の都市施設

- 基本方針
 - 生活に必要不可欠な都市施設について、有効利用を図りながら機能更新を推進
- 主要な施設の配置方針
 - 石川地方斎場を都市施設として位置づけ、周辺環境に配慮し施設利用者の利便性を向上を図る

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

- 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針
 - 計画的かつ良好な市街地を一體的に整備する必要が生じた際に、土地利用や都市施設との総合性、一体性を確保しつつ市街地開発事業を実施

7. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定方針

1) 基本方針

- 市街地を取り囲む緑地や河川空間を有効活用しつつ、身近な公園整備の推進
- 森林を持つ多様な機能や生態系への配慮の観点から、森林保全・育成及び、緑とのふれあいの場としての保護・活用
- 良好な市街地景観を演出する、市街地を取り囲む緑地の保全

2) 主要な緑地の配置方針

- 環境保全系統の配置方針
 - 阿武隈高地の山林及び阿武隈川や社川などの自然環境の保全
 - 風致地区である八幡山などやまとまつた緑の保全
- レクリエーション系統の配置方針
 - 身近なレクリエーションのため、各種の公園及び親水公園の適正な配置
 - ダム周辺や福島空港公園での自然と調和した交流の場の形成
- 防災系統の配置方針
 - 石川町総合運動公園を広域避難場所として位置づけ

■景観構成系統の配置方針

- 市街地内、市街地に近接した、まとまとた良好な緑地の保全
- 寺社などの歴史的景観資源や特色ある集落景観の保全と幹線道路沿道の中心市街地での良好な街並み景観や自然景観の形成・保全
- 総合的な緑地の配置方針
 - 水辺空間と市街地内の緑地を結んだ緑のネットワークの形成
 - 風致地区や地区計画による都市の良好な事前景観の維持と都市環境の保全

3) 実現のための具体的な都市計画制度方針

- 市街地の人口動向や地形的条件などを踏まえた都市公園の整備水準の確保
- 既存の風致地区的指定の継続
- 景観法に基づく景観計画や景観条例・ガイドラインなどの策定検討

4) 主要な緑地の確保目標

- 上記方針を踏まえて整備目標を定め、公園の整備の推進

